



埼玉県報

第 602 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 25 日
火曜日

目 次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 大里用水土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 上里西部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 上里土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 洪水予報を行う河川の指定告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道所沢狭山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道小鹿野影森停車場線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 024企委第3号水道施設管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道企画課）
- 令和7年度第1回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県狭山市大字水野字月見野四百三十八番三）

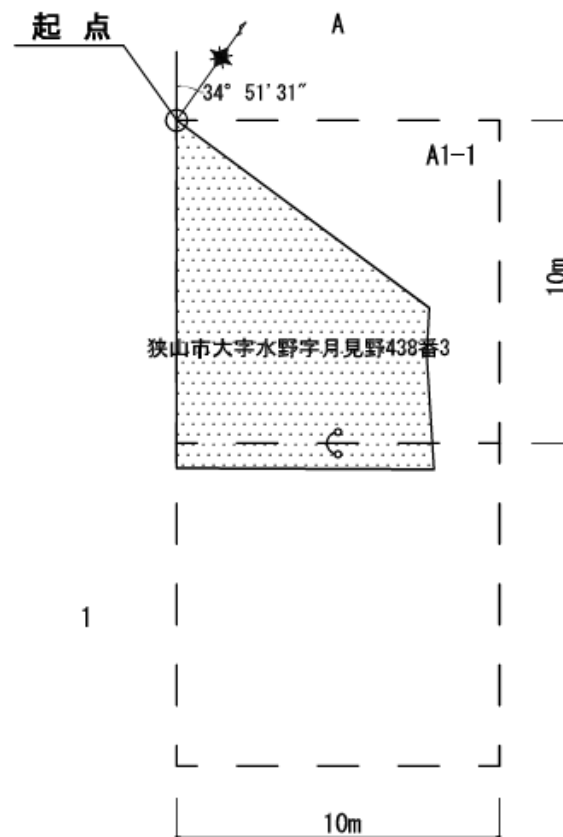
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図

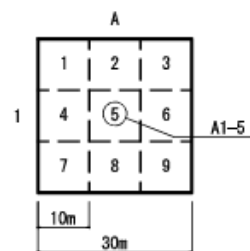


【起 点】

起点は、狭山市大字水野字月見野438番3の最北端とする。

【凡 例】

-  単位区画
-  統合区画
-  敷地境界
-  要措置区域



調査地点凡例

【格子の回転角度: 34度51分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大里用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
監 事	大 崎	進 埼玉県熊谷市上中条四百六十番地

告 示

埼玉県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡上里町上里西部土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和七年三月十七日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年三月二十五日から令和七年四月二十二日まで

二 縦覧場所

上里町役場

上里町が管理するホームページ

告 示

埼玉県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡上里町上里土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和七年三月十七日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年三月二十五日から令和七年四月二十二日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

上里町役場

神川町役場

各市町が管理するホームページ

告 示

埼玉県告示第百九十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

水系名		河川名		実施区間
利根川水系	中川	左岸 春日部市下柳一一六七地先から北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上一六七二の一地先まで 右岸 春日部市牛島一三二三の一地先（倉松川合流点）から北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通一八七六の一地先まで		
	元荒川	左岸 越谷市大字野島字川端七三番の一地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで 右岸 越谷市大字三野宮字中川原六〇番の三地先から越谷市東町二丁目地先（中川合流点）まで		
	新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南三一三番地先から吉川市川野地先（中川合流点）まで 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五一五番地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで		
	大落古 利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野二三三番地先から北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目一四地先から越谷市増森地先（中川合流点）まで		

告 示

埼玉県告示第百九十八号

東松山市から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十九号

八潮市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百一号

八潮市から草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百二号

東松山市から東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県狭山市大字南入曾字堂ノ 前原五五番三から同市大字南 入曾字堂ノ前原五五三番四まで		区 間
八・一九ノ 一九・一六	七・五二ノ 一二・三八	敷地の幅員 (メートル)
三三・六三		延長 (メートル)
交差点改良工事によ る。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 小鹿野影森停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市下影森字乙勘定一一一九番一地 先から同市下影森字乙勘定一〇九九番 一〇地先まで		区 間
一二・九〇〽一八・七五	一〇・五〇〽一六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・六三		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十五日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 調達案件名及び数量
024企委第3号水道施設管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道企画課施設計画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目14番21号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年1月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社関越支社 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
- 5 契約金額（税込）
49,500,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第
11条第1項第2号

埼玉県公安委員会告示第59号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和7年3月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和7年4月26日（土）

イ 技能審査

令和7年5月10日（土）及び5月13日（火）から5月16日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和7年5月20日（火）から5月23日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）から4月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）

告 示

埼玉県選管告示第七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年三月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年三月二十八日 午後二時

二 場所 埼玉会館六B会議室

三 議題

ア 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する当選無効請求事件について

イ 第五十回衆議院議員総選挙における国家賠償請求事件について

ウ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

エ その他